

## ↳ 贈与税の対象とならない贈与

**Q** : 私は、このたび、会社の車をもらうこととなりました。こんな場合、贈与税がかかるのですか？

**A** : 贈与税は、個人から個人へ財産を贈与した場合に課税されるものですから、会社からの贈与については、贈与税の対象とはなりません。(ただし、所得税の対象になります)

### 【解説】

贈与税では、次のような財産の贈与は贈与税の対象にならないとされています。

- ①法人からの贈与(ただし、所得税の対象になります)
- ②扶養義務者相互間における生活費、教育費等(通常必要と認められる範囲のものに限られます)
- ③心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- ④香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのうち社会通念上相当と認められるもの
- ⑤相続があった年における被相続人から贈与(相続税の対象となります。ただし、配偶者控除を受ける贈与の控除額部分や相続を放棄した者など相続税が課税されない者に対する贈与は除きます)
- ⑥特別障害者の信託受給権の価額のうち6,000万円までの金額

ご質問の場合は、会社からの贈与ですから、①に該当し、贈与税はかからず、所得税が課税されることとなります。

